

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本方針

目次

はじめに	3
第1 入域料に関する事項その他の地域自然環境保全等事業に関する基本的事項	4
1 「地域自然環境保全等事業」とは	4
2 地域自然環境保全等事業を行うことの意義	4
3 地域自然環境保全等事業に関する基本的考え方	4
4 入域料に関する基本的考え方	5
検討に当たっての視点	5
額の設定	5
收受の方法	5
徴収の対象とする者	6
資金の用途についての透明性の確保	6
5 地域自然環境保全等事業に関する地域計画の内容	6
地域自然環境保全等事業を実施する区域	6
地域自然環境保全等事業の内容	6
入域料に関する事項	7
計画期間	7
その他地域自然環境保全等事業の実施に関し必要な事項	7
第2 自然環境トラスト活動に関する事項その他の自然環境トラスト活動促進事業の実施 に関する基本的事項	8
1 「自然環境トラスト活動」とは	8
2 自然環境トラスト活動を行うことの意義	8
自然環境トラスト活動の意義	8
自然環境トラスト活動促進事業の意義	9
3 自然環境トラスト活動に関する基本的考え方	9
自然環境トラスト活動の内容	9
自然環境トラスト活動を行う者	9
自然環境トラスト活動の基本原則	10
4 自然環境トラスト活動促進事業に関する基本的考え方（都道府県又は市町村の役割）	10
相互理解	10
公的施策との連携	11
広報	11
税制面での支援	11

5	自然環境トラスト活動促進事業に関する地域計画の内容	11
	自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動を行う区域	11
	自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動の内容	11
	自然環境トラスト活動促進事業の内容	12
	計画期間	12
	その他自然環境トラスト活動促進事業の実施に関し必要な事項	12
6	自然環境トラスト活動基金の設置	12
第3	その他地域自然環境保全等事業及び自然環境トラスト活動促進事業の実施に関する重要事項	13
1	地域自然資産区域に関する基本的考え方	13
2	地域計画の作成に関する基本的考え方	13
	協議会	13
	土地の所有者等及び一般社団法人等による地域計画作成の提案	14
	各種計画との調和	15
	地域計画の評価及び柔軟な見直し	15
3	特例措置に係る手続	15
4	行政の役割	16
	国の援助	16
	土地の取得（国及び都道府県の役割）	16
	広報活動等（国、都道府県及び市町村の役割）	16

はじめに

我が国には、我が国が南北約 3,000km にわたる島国であること、海岸や山岳まで大きな標高差がある複雑な地形があること、季節風の影響によりはっきりとした四季の変化があること等から、全国にわたって多様で豊かな自然環境が存在しています。また、国立公園等の人の手があまり加わっていない地域に加え、人が手を入れることで保たれてきた里山等が存在することが、その多様性を更に豊かにしています。

こうした自然環境を保全することは、水、大気、土壌、生物多様性といった人類の生存基盤を確保する上で非常に重要です。さらに、レクリエーション等において地域の生態系等の自然環境を損なわないような利用をする、里山において生物多様性の確保に配慮して生物資源の有効活用をする等、地域の自然的・社会的条件に応じた持続可能な利用を進めることが、我々の豊かな暮らしや健全な地域社会をつくっていくことにつながっています。

一方で、近年では、生息域の縮小による希少種の個体数の減少、脆弱な環境における利用者の集中による植生の踏み荒らし、外来種の導入による生態系の攪乱、人の暮らしの変化による里山の管理不足等、各地で自然環境の悪化が顕在化しています。

これまで、自然環境の保全や持続可能な利用に向けて国、都道府県又は市町村により様々な取組が行われてきていますが、その実施には、多大な労力や資金、地域の特色に応じたきめ細かな対応が必要となっています。優れた自然環境を保全し、将来の世代に継承することは、国、都道府県又は市町村の重要な責務です。一方で、公的資金による取組に加え、取組に要する費用の負担を利用者に求める、土地の取得、管理等を寄附金を募って行う等、取組に民間資金を用いることで、地域の自発的な取組が促進され、自然環境の保全と持続可能な利用がより一層促進されることが期待できます。

この度、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 85 号。以下「法」という。）が議員立法によって制定されました。

この基本方針は、法第 3 条に基づき地域自然環境保全等事業や自然環境トラスト活動の意義と基本的考え方、地域計画の内容等の基本的事項等を定め、法の適正かつ円滑な運用により、民間資金を用いた地域の取組をより一層推進することを目指すものです。

第1 入域料に関する事項その他の地域自然環境保全等事業に関する基本的事項

1 「地域自然環境保全等事業」とは

「地域自然環境保全等事業」とは、地域の自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で重要な地域において、当該地域の自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であって、このような事業を実施する区域に立ち入る者から収受する料金（以下「入域料」という。）が事業実施の経費に充てられるものをいいます。「地域自然環境保全等事業」には、優れた自然環境の保全・創出、希少な野生動植物の保護、生態系を攪乱する外来種の防除、自然環境調査、環境教育、普及啓発、利用上必要な施設の管理等の事業が含まれます。

2 地域自然環境保全等事業を行うことの意義

国や地域を代表する優れた自然の風景地や名勝地、野生動植物の生息・生育地、野外レクリエーションに適した自然地域等の中には、利用者の集中により土壌の流亡や地形の変化が生じたり、植生が荒廃したり、外来種の導入による生態系の攪乱が生じたり、管理の予算を十分に賄えずに利用施設の維持管理が十分にできなくなっている場合があります。

こうした状況の中で、国、都道府県又は市町村による公的資金を使った取組のみではなく、これらの地域を訪れる利用者に対しても必要な費用の一部を負担することについて協力を求めていくことは、地域の自然環境を保全し、持続可能な方法で利用していくための有効な方策の一つとなります。

3 地域自然環境保全等事業に関する基本的考え方

地域自然環境保全等事業は、地域ごとに、その自然条件や、土地の所有者等の意向、利用の状況等の社会条件を踏まえ、効果的で適切な内容とする必要があります。事業の内容としては、地域の自然環境を直接保全するものや適正な利用を推進するための普及啓発等、多様な取組が考えられます。公的資金による取組に加え、入域料を充てて、野生動植物の保護等の自然環境の保全や登山道の維持修繕等の持続可能な利用の推進のための事業を実施することで、地域の実情に応じたきめ細かな取組が可能となることが期待できます。

事業内容の検討と事業の実施に当たっては、事業により期待される自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に対する効果と入域料という形で事業の経費を担う利用者の負担との関係を考慮することが重要です。また、その目的を踏まえ、一方的な利用の促進を目指して過剰な施設整備を行うこと等によって、地域の自然環境に悪影響が生じないように留意する必要があります。

なお、事業の実施主体は地域計画を作成する都道府県又は市町村ですが、当該都道府県又は市町村からの委託等によって、他の主体が事業を実施することも考えられま

す。また、複数の都道府県又は市町村が共同して計画を策定した場合に、当該都道府県又は市町村が協働・分担して事業を実施することも効果的です。

4 入域料に関する基本的考え方

検討に当たっての視点

都道府県又は市町村による自然環境の保全と持続可能な利用に関する取組は、都道府県又は市町村が自然環境の適正な保全を図る責務を有すること及び自然環境の恩恵は国民が広く享受していることに鑑み、公的資金を用いて行うことが基本ですが、利用者の負担による取組を適切に実施することで、自然環境の適正な保全と利用がより一層促進されることが期待できます。

入域料の検討に当たっては、国の関係行政機関、関係都道府県又は市町村、利害関係者等、当該地域の自然環境の保全や利用に関わりを有する多様な主体が参画する協議会を設置して検討する等、透明性や公平性を確保しつつ多角的な視点から検討を行うことにより、入域料を自然環境の保全及び持続可能な利用にとって効果的なものとするのが重要です。

なお、協力金等の任意の拠出を求める以外の方法で入域料を収受しようとする場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）や地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、地方公共団体が別途条例を定め、分担金、法定外目的税等としてこれを行う必要があります。

額の設定

入域料の額については、具体的な根拠に基づき、幅広い関係者による合意形成を経て、利用者の理解を得られる適切な額を設定する必要があります。なお、豊かな自然に親しむことは国民の基本的な権利の一つとも考えられ、高額な入域料が課されることにより、それがいたずらに阻害されるようなことは避けなければなりません。なお、特定の場所や時期に利用者が集中し、自然環境の保全や快適な利用の妨げになっている場合には、混雑が想定される時期や場所を踏まえて利用者数等の利用状況に関する目標を設定し、戦略的に入域料の額を設定すること等により、必要な経費を確保するだけでなく、混雑の緩和、利用の分散等につながることを期待されます。また、必要に応じて子供に対する入域料の額の設定等についても検討することが求められます。

収受の方法

入域料の収受の方法については、立地、自然条件、利用形態等の地域の実情を踏まえ、公平性、利用者の利便性及び効率的な収受の実施に十分配慮する必要があります。また、収受に要する経費が過大にならないよう留意することも必要です。

収受の方法としては、以下のような例が考えられます。

交通施設や公共交通機関を収受の場として利用する方法

対象区域の入口や通過地点を収受の場として利用する方法

ガイドの同行が義務付けられている地域で、ガイド料に上乘せする方法
徴収の対象とする者

入域料の徴収の対象とするのは、地域自然環境保全等事業を実施する地域自然資産区域に登山、観光その他の目的で立ち入る利用者です。

当該事業の実施区域の土地所有者等（土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権（臨時設備の設置その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。）同区域を日常生活のために通行せざるを得ない者、土地や施設の管理のために区域内に立ち入ることが必要と認められる者、同区域において権原に基づき農林漁業を行う者、地域の自然環境の保全活動を行うために同区域に立ち入る者その他法の目的に照らして入域料の徴収の対象とすることが不適切な者が、徴収の対象とならないよう留意する必要があります。

資金の使途についての透明性の確保

收受した入域料を用いて実施する地域自然環境保全等事業の内容については、あらかじめ收受の現場、都道府県又は市町村のウェブサイト等でできる限り具体的に明示し、入域料を負担する利用者の理解を得ることが重要です。さらに、あらかじめ収支計画を作成することや、入域料の收受の状況や地域自然環境保全等事業の実施状況についても積極的に公開することにより、事業の透明性を確保することが重要です。

5 地域自然環境保全等事業に関する地域計画の内容

地域自然環境保全等事業を実施する場合、法第4条第1項の地域計画には、地域自然環境保全等事業の実施のために必要な以下の事項を記載します。

地域自然環境保全等事業を実施する区域

地域自然環境保全等事業を実施する区域は、自然環境の質、利用上の一体性等を踏まえ、事業の内容と目的に応じて適切な範囲を設定し、地図、地番等によって範囲を明確にすることが大切です。その際、入域料を負担する利用者の視点等を考慮して、特定の島しょ、山域、森林、内水面、海域等の分かりやすい範囲で定めることも考えられます。

地域自然環境保全等事業の内容

地域自然環境保全等事業について、以下の事項を記載します。

- ・目的及び方針（事業の背景及び目的、保全や利用の対象となる自然環境等）
- ・実施主体（都道府県又は市町村、都道府県又は市町村から委託された団体）
- ・事業の内容（事業内容、年次計画、配慮事項等）
- ・合意形成に関する事項（合意形成の手法、協議会の有無及び体制、配慮事項等）
- ・自然公園法等の各法律の特例措置の対象となる活動

入域料に関する事項

入域料について、以下の事項を記載します。

- ・ 収受の制度（収受の権原、強制・任意の別等）
- ・ 入域料の額
- ・ 入域料の収受の主体（都道府県又は市町村から委託された者を含む。）
- ・ 徴収の対象とする者及び徴収の対象から除外する者
- ・ 収受の方法（収受を行う場所、収受の方法、配慮事項等）
- ・ 入域料に関する合意形成に関する事項（体制、周知の方法、配慮事項等）

計画期間

計画期間は、地域計画の目標である自然環境の保全と持続可能な利用を推進するために適切な期間を設定します。

その他地域自然環境保全等事業の実施に関し必要な事項

その他の必要な事項として、事業の実施状況の評価、点検、公表及び収支報告の方法等について記載します。

第2 自然環境トラスト活動に関する事項その他の自然環境トラスト活動促進事業の実施に関する基本的事項

1 「自然環境トラスト活動」とは

自然環境トラスト活動は、民間団体や都道府県又は市町村が寄附金等の民間資金を用いて優れた自然環境等を有する土地の保全及び持続可能な利用を推進する事業をいいます。代表的なものは、これまで、主に公益社団法人を含む一般社団法人、公益財団法人を含む一般財団法人、特定非営利活動法人、協議会等の民間団体において行われてきた「ナショナル・トラスト活動」です。

そのナショナル・トラスト活動は、身近な自然環境等を保全するため、市民が資金を出し合って土地の買取りを進める活動として、英国で始まりました。我が国では、昭和39年に鎌倉市の鶴岡八幡宮の裏山を宅地開発から守るため「財団法人鎌倉風致保存会」が設立され、市民と市が資金を出し合い、土地の一部を買い取ったことが始まりです。その後、全国各地で重要な自然環境等を保全する活動が、ナショナル・トラスト活動として展開されています。このように、ナショナル・トラスト活動は、国、都道府県又は市町村等の行政だけでは保全できない、地域住民及び国民にとって重要な自然環境等を、地域住民や民間団体により、地域の価値ある資産として保全してきたといえます。

現在国内では、ナショナル・トラスト活動は、民間団体が行っています。これは、発展の経緯も踏まえると、ナショナル・トラスト活動はあくまでも、地域の重要な自然環境等を保全していきたいという地域住民の自発性に依拠するところが大きいからです。一方で、全国には、しれとこ100平方メートル運動等行政中心の活動や、行政と民間団体が連携しながら行っている活動もあります。その他、英国と異なり買取り以外の手法も工夫しながら、様々な形で日本のナショナル・トラスト活動は展開されてきました。

また、近年では、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）、地域の多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成23年法律第67号）といった法律において、生物多様性の保全又は環境保全の意欲増進に係る体験の場としての土地の国民、民間の団体による取得等の促進が、国の役割として示されています。

2 自然環境トラスト活動を行うことの意義

自然環境トラスト活動の意義

自然環境の保全

土地を取得し、適正に維持管理することは、最も効果的な自然環境保全の方法の一つといえます。さらに、地域住民等その土地に関わる人々の意思により保全

が図られることで、地域の実情に応じた柔軟かつきめ細かな維持管理が可能となります。

豊かな暮らしと健全な地域社会の創出

このような土地の取得が、民間団体による自発的な自然環境保全の取組として進められることは、国民全体の自然環境の保全に対する意識の向上、地域における生物多様性への理解やその保全の取組の促進にもつながります。また、地域住民等により地域の資産として保全と活用が図られることにより、地域の個性を生かした環境教育や地域づくり、地域コミュニティの形成にも寄与し、豊かな暮らしと健全な地域社会を創出します。

自然環境トラスト活動促進事業の意義

民間団体による自然環境トラスト活動が、法に基づく地域計画に位置付けられることは、都道府県又は市町村の支援により、自然環境トラスト活動の継続的な実施がより担保されやすくなることを意味します。これにより、土地が継続的に保持されやすくなるとともに、資金調達、広報及び地域社会の意識の醸成がより積極的に推進されやすくなります。

また、都道府県又は市町村の取組と民間団体等によるナショナル・トラスト活動が連携して実施されることで、より効果の高い取組へと発展することが期待されます。

3 自然環境トラスト活動に関する基本的考え方

自然環境トラスト活動の内容

自然環境トラスト活動には次の3つがあります。

自然環境の保全及び持続可能な利用を目的として土地を取得すること。

自然環境の保全及び持続可能な利用を目的として土地所有者等との契約により地上権、地役権、賃借権等を設定することや協定により土地の使用（維持管理も含む。）に係る権利を取得すること。

上記及びの土地において自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的として行われる維持管理、調査研究、自然再生、環境教育、エコツーリズム等の活動

自然環境トラスト活動を行う者

自然環境トラスト活動を行う主体としては、公益財団法人を含む一般財団法人、公益社団法人を含む一般社団法人、特定非営利活動法人、都道府県及び市町村のほか、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的とした企業や社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものが考えられます。

社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものとは、例えば、協議会、市民団体等が含まれますが、土地を継続的に保持していくという観点から、意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びにそれらの責任者、財産管理の方法及びそ

の責任者、公印の管理及び使用の方法並びにその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていることが望めます。

自然環境トラスト活動の基本原則

土地の保持

拠出者、地域住民等に対する活動団体の責任として、取得した土地等の資産については、他の目的のための用地として売却・譲渡することなく保持していくことが必要です。

また、自然環境トラスト活動は、土地の取得のみによってその目的が達成されるわけではなく、取得した土地を保持し、維持管理等を継続していくことが重要です。活動の実施に当たっては、その運営や経費調達について十分に検討し、体制整備を行うことが必要です。

公益性の堅持

自然環境トラスト活動は、あくまでも自然環境の保全と持続可能な利用という公益目的で実施されるものです。活動地において収益を伴う活動を行う場合においても、その事業は自然環境保全や持続可能な利用の推進といった公益目的につながるものであることが重要です。

資金の使途に係る透明性の確保

寄附金の使途を公開する等、資金の使途について透明性・公正性を確保し、資金の拠出者、地域住民等への説明責任を果たす必要があります。さらに、都道府県又は市町村が寄附金を集める場合には、その使途について、関係者と十分な合意形成を図り、あらかじめ明確に示しておくことも重要です。

自然環境トラスト活動地の公開

自然環境の保全を前提にしつつも、可能な範囲で、レクリエーションや環境教育の場として公開し、適切に管理しながら持続可能な形で利用していくことも、国民の保全意識の醸成や、自然環境トラスト活動の継承という観点において重要です。その際には、自然環境を損なうような過度の利用や施設整備を行うことのないよう配慮するとともに、関係者、地域住民等との合意形成を図った上で進めることが必要です。

4 自然環境トラスト活動促進事業に関する基本的考え方（都道府県又は市町村の役割）

自然環境トラスト活動促進事業には、広報、地域社会の意識の醸成、自然環境トラスト活動に対する財政的支援等、地域計画に位置付けられた自然環境トラスト活動を促進するために都道府県又は市町村が行う事業が含まれます。自然環境トラスト活動促進事業の方向性としては次の事項が挙げられます。

相互理解

自然環境トラスト活動をより効果的かつ継続的に進めていくためには、行政と自然環境トラスト活動を行う者の相互の理解が必要です。地域の自然環境の保全は都

道府県又は市町村の責務でもあります。行政として、住民の理解を得るための努力や協議会の設置等に積極的に取り組む姿勢が求められます。

公的施策との連携

民間団体が行う自然環境トラスト活動は、その資金源を寄附金等に依拠することが多いことから、継続性を確保するためにも、都道府県又は市町村による各種施策と連携していくことが望まれます。その中には、例えば、民間団体が土地を取得し、その土地の維持管理等に対して都道府県又は市町村が財政的支援を行う等、活動の一部の役割を担うこと等も想定されます。

広報

民間団体等が行う自然環境トラスト活動を都道府県又は市町村が積極的に広報することにより、活動の信頼性を高め、寄附等に対する理解が向上することが期待されます。

税制面での支援

これまでも一部の都道府県又は市町村においては、ナショナル・トラスト活動に対する不動産取得税や固定資産税の軽減措置等が行われています。地域計画に位置付けられた自然環境トラスト活動については、都道府県又は市町村の判断において、必要な税制上での支援を行うことが、その活動促進へとつながります。

5 自然環境トラスト活動促進事業に関する地域計画の内容

自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動を行う区域

地域計画の作成主体である都道府県又は市町村が促進する自然環境トラスト活動が行われる区域を定めるもので、活動の内容と目的に応じて適切な範囲を設定します。土地の権利に関わることから、地図や地番等によって範囲を明確にすることが必要です。また、当面の自然環境トラスト活動の予定地だけでなく、状況に応じて取得される可能性のある場所を含めることも可能ですが、その際には、土地の所有者等や関係行政機関及び関係事業者等とのより丁寧な調整が必要です。

自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動の内容

自然環境トラスト活動について、以下の事項を記載します。

- ・目的及び方針（活動の背景及び目的、保全や利用の対象となる自然環境等）
- ・実施主体（都道府県又は市町村及び民間団体）
- ・土地の取得等に関する事項（土地の取得等の方法、取得等の区域、年次計画、配慮事項等）
- ・土地の取得等以外の活動の内容（活動内容、実施区域、年次計画、配慮事項等）
- ・合意形成に関する事項（合意形成の手法、協議会の有無及び体制、配慮事項等）
- ・自然公園法等の各法律の特例措置の対象となる活動

なお、地域計画の作成主体である都道府県又は市町村以外の者が行う自然環境トラスト活動の内容を記載する場合には、十分な連携を図る必要性があることから、

法第4条第3項の規定に基づき、その実施主体の同意を得なければなりません。

自然環境トラスト活動促進事業の内容

自然環境トラスト活動促進事業について、以下の事項を記載します。

- ・目的及び方針（事業の背景及び目的）
- ・事業の内容（事業内容、年次計画、配慮事項等）

計画期間

計画期間は、自然環境トラスト活動の恒久性を考慮しつつ、地域計画の目標である自然環境の保全と持続可能な利用を推進するために適切な期間を設定します。

その他自然環境トラスト活動促進事業の実施に関し必要な事項

その他の必要な事項として、活動状況の公表の方法、モニタリング調査等による評価及び点検、自然環境トラスト活動基金を設置する場合にはその目的、用途及び運用の方法並びに収支報告の方法、広報等の事項を記載します。

6 自然環境トラスト活動基金の設置

法第10条に規定する自然環境トラスト活動基金は、主として都道府県又は市町村が行う自然環境トラスト活動促進事業に充てられるものです。具体的には、都道府県又は市町村が、この基金を活用し、民間団体等が行う自然環境トラスト活動に対し財政的支援をすることや、当該活動を支援する広報を行うことなどが想定されます。

なお、都道府県又は市町村が基金を設けて自ら自然環境トラスト活動を行おうとする場合には、既に活動している民間団体と十分に調整することが重要です。また、基金の用途については、関係者と十分調整を行った上で、あらかじめ明示するとともに、収支を公開する等、透明性の確保が必要となります。

第3 その他地域自然環境保全等事業及び自然環境トラスト活動促進事業の実施に関する重要事項

1 地域自然資産区域に関する基本的考え方

法第2条第4項の地域自然資産区域は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく国立公園及び国定公園、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく記念物に係る名勝地のほか、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全地域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区その他地域の自然風景地、野生動植物の生息・生育地、自然に親しむ場等、地域にとって重要な自然環境であって、都道府県又は市町村等により地域自然環境保全等事業が実施される区域及び自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動が行われる区域をいいます。なお、自然環境の一体性の確保や効果的な事業の実施の観点から、複数の都道府県又は市町村にまたがって事業を実施する場合には、可能な限りそれらが共同して地域計画を作成することが望まれます。

2 地域計画の作成に関する基本的考え方

協議会

協議会の設置

都道府県又は市町村が地域計画を作成するに当たっては、関係都道府県又は市町村、自然環境トラスト活動を実施する一般社団法人等、土地の所有者をはじめとする、幅広い関係者の意見を聴き、地域計画を共通のビジョンとして合意形成を図ることが、計画作成後の円滑かつ継続的な活動の実施につながります。

このため、地域計画の作成及び地域計画の実施に係る連絡調整を行う場として、法第5条第1項の協議会を設置して、継続的に協議を行っていくことが効果的です。

協議会の構成員

協議会の構成員は、法第5条第2項の規定に基づき、地域計画を作成しようとする都道府県又は市町村、地域計画に記載しようとする自然環境トラスト活動を行うと見込まれる一般社団法人等のほか、以下のアからエまでに示す土地の所有者等、関係住民、関係事業者、学識経験者、関係行政機関その他の都道府県又は市町村が必要と認める者が含まれます。

ア 土地の所有者等とは、土地や木竹の所有者のほか、地上権や貸借権等、所有者との契約によってこれらを使用し若しくは収益する権利、漁業権又は入漁権を有している者をいいます。

イ 関係住民とは、地域自然資産区域及びその周辺の住民をいいます。

ウ 関係事業者とは、地域自然資産区域及びその周辺で、歩道等の整備・管理を行う事業者、自然環境保全活動等を行う特定非営利活動法人等、農林漁業等の

収益事業活動を行っている者等をいいます。

エ 関係行政機関とは、国立公園が含まれる場合は環境省、国定公園の場合は都道府県、国有林野や記念物に係る名勝地、公共施設等の省庁又は都道府県若しくは市町村が所管・管理している土地や施設等が含まれる場合は、当該省庁や都道府県又は市町村をいいます。

なお、地域計画に定める入域料の收受や自然環境トラスト活動等は土地の財産権に深く関わることから、土地の所有者等は、協議会の構成員として含めることを基本とします。また、地域自然環境保全等事業や自然環境トラスト活動と密接な関係を有する関係行政機関及び関係事業者についても特に協議会への参画を求めることが望まれます。

そのほか、協議会には、地域計画の作成主体以外の関係都道府県又は市町村、学識経験者、当該地域を利用する山岳団体等の利用関係者等、保護と持続可能な利用に関する幅広い関係者が参画することが望まれます。

協議会の運営

協議会は、関係者による合意の形成を基本とし、協議会の総意の下、公正かつ適正な運営を図ることが望まれます。また、原則として公開を前提とし、透明性を確保することが必要です。協議会は、地域計画作成後も継続し、協議会で合意された事項を尊重し、地域計画に定める共通の目標の下、情報共有、活動の評価及び見直し並びに新たな課題の検討を行う場としての役割を担うことが望まれます。また、自然環境の保全や再生、利用者負担に関する社会経済分析、地域の合意形成等に関する外部の専門家、有識者等の協力を得て、科学的視点を尊重した運営を行っていくことが望まれます。

協議会を設置しない場合の検討方法

地域計画の作成に当たっては協議会を設置して検討を進めていくことが望まれますが、協議会を設置しない場合であっても、上記の観点を尊重し、協議会における合意形成に代えて、土地の所有者等、関係事業者及び関係行政機関との協議をはじめ、多様な関係者による丁寧な合意形成、透明性の確保、情報の共有や活動の見直し及び評価に係る継続的な協議が必要となります。

土地の所有者等及び一般社団法人等による地域計画作成の提案

法第4条第4項に規定する土地の所有者等及び一般社団法人等による地域計画作成の提案の仕組みは、地域自然環境保全等事業を推進し、及び自然環境トラスト活動を促進し、民間の発意による自然環境の保全及び持続可能な利用を推進するために非常に重要となります。

土地の所有者等及び一般社団法人等が提案を行う際には、その実効性を確保する観点から、可能な限り具体的な内容とすることが必要です。一方、提案を受けた都道府県又は市町村は、地域の自然的・社会的条件を踏まえ、この提案に係る地域計

画の作成の必要性について十分な検討を行い、地域計画の作成を行う場合には、作成に当たって提案者との十分な連携を図ることが必要です。また、作成を行う必要がないと判断した場合には、その理由について提案者に十分な説明を行うよう努めなければなりません。

各種計画との調和

地域計画は、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略等の他の法令に基づく自然環境保全に関する計画や国民の安心・安全の確保、農林漁業、社会資本整備、土地利用等に係る他の法令に基づく計画との調和が保たれるよう調整を図ることが求められます。

また、地域計画の作成に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、地域自然環境保全等事業及び自然環境トラスト活動を円滑かつ確実に行うことができるよう、土地所有者等のみならず、区域内の施設等の管理者や関係行政機関、関係事業者の同意を得る等、十分な調整を図る必要があります。このため、地域計画を作成する都道府県又は市町村は、当該地域に関連する行政事務を所掌する都道府県又は市町村の担当部局と事前に調整を行うことが重要です。

なお、法は、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）等の既存の法律で定められた権利義務関係を変更するものではないため、既存の財産権や所有権に関わらず入域料を収受することや土地に関する権利を取得することの根拠を与えるものではありません。

地域計画の評価及び柔軟な見直し

地域計画に基づく活動の効果の検証やこれを踏まえた更なる取組の推進のため、地域計画を作成した都道府県又は市町村は、地域自然環境保全等事業並びに自然環境トラスト活動及び自然環境トラスト促進事業（以下「地域自然環境保全等事業等」という。）の実施状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、必要に応じて計画の更新や変更を行うことが必要です。

なお、地域計画の更新や変更に際しては、自然的・社会的条件の変化について十分調査した上で、科学的・客観的視点に基づいて進めていくとともに、協議会等において関係者との合意形成を図っていくことが重要です。

3 特例措置に係る手続

自然公園法等の各法律に基づく許可、届出等を必要とする行為であって法第 6 条から第 9 条に規定する特例措置の対象となるものを含む地域計画を作成する場合には、各法律の趣旨や目的を踏まえ、適切な内容とし、協議に当たっては、各法律に基づく許可、届出等の際に必要とされる事項に準じた書類を添付することが必要です。

協議を受けた環境大臣や都道府県知事は、各法律の目的に鑑み、各種法令等で定められている許可基準等に則して、当該協議に係る地域自然環境保全等事業等の妥当性や当該地域自然環境保全等事業等に係る行為による支障の有無等を判断することにな

ります。

これらの手続を踏むことで、地域自然環境保全等事業等の内容が、各法律の趣旨や目的に沿ったものとなり、かつ、地域計画に含まれる許可を要する行為に係る手続が一括して処理され、地域自然環境保全等事業等の円滑な実施を図ることが可能となります。

なお、地域計画の作成の段階でこれら特例措置の対象となり得る活動の内容が十分に具体化していない場合には、活動が具体化した段階で各法律に基づいて許可申請や届出等の手続が必要となることに留意する必要があります。

4 行政の役割

国の援助

国は、都道府県又は市町村による地域計画作成に当たっての助言、地域自然環境保全等事業等を行っている又は行おうとしている地域の情報収集や情報交換の場の設置等により、都道府県又は市町村への援助を行っていくよう努めます。

ナショナル・トラスト活動の推進に資するような自然環境等の保護及び整備を目的として事業を行う公益社団法人、公益財団法人等については、寄附金に係る所得税、法人税及び相続税に関する税制上の優遇措置が設けられています。さらに、公益目的事業を行う公益社団法人、公益財団法人等に対して財産を寄附した場合の、みなし譲渡課税への優遇措置等の活用も可能であり、既存の制度のより円滑かつ効果的な運用が求められます。

土地の取得（国及び都道府県の役割）

法に規定する制度は、地域において守られるべきと考えられる自然環境等について、公的資金のみならず、民間による支援も用いて保全を行うことを主たる内容としていますが、一方で、我が国において特に重要と認められる自然環境等については、国や都道府県の責任において公的管理を推進していくことが重要です。このため、既存の制度を生かしつつ、国や都道府県がその土地を取得し、一層の適切な保全及び管理を図っていくことが求められます。

広報活動等（国、都道府県及び市町村の役割）

地域自然環境保全等事業については、入域料を負担する利用者の理解と協力が得られることが前提であり、自然環境トラスト活動については、国民や企業による幅広い寄附を集めていくことが有効です。このため、国及び都道府県又は市町村は、地域自然環境保全等事業や自然環境トラスト活動の重要性について、積極的に広報等を行い、その認知度を高めていくことが必要です。